

新株予約権付与課税の基本構造

2006年3月修了
前川陽一

I. はじめに

平成13年11月商法改正（平成13年法律第128号）により新株予約権制度が整備された。改正前の商法において、会社の発行する株式のコール・オプションは、従業員等に対するストック・オプションか転換社債等のかたちで限定的に認められるに過ぎなかった。しかし、この改正により会社は誰に対しても新株予約権自体を発行することが認められるようになったのである¹⁾。

このような制度の根本的な改革により、新株予約権は敵対的買収に対する防衛手段をはじめさまざまな用途での応用が可能になり、また期待されている²⁾。しかしながら、税務においては、もっぱら従業員等に対するストック・オプションを念頭に課税制度が作り上げられてきたこともあり、新たな用途として用いられた場

合の課税関係についてはいまだ不明確な点が多い³⁾。さらに、平成17年に会社法（平成17年法律第86号）が制定されて新株予約権制度の拡充が図られ、また企業会計においては会社法の施行にあわせてストック・オプション会計⁴⁾が導入された。そこで、本稿は、とくに新株予約権が無償発行された場合、個人および法人の新株予約権者そして発行法人にいつ課税関係が発生するかという問題について、所得課税の基本理論に立ち返って検討を加え、新株予約権付与にかかる課税の基本構造を明らかにしようと試みるものである。

まず、新株予約権制度（ストック・オプション制度）の沿革とその税務上の取扱いについて概観する（Ⅱ）。つづいて、新株予約権の課税関係について新株予約権者と発行法人のそれぞれにつき検討する（Ⅲ）。最後に、新しい問題として会社法の制定とストック・オプション会

1) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法（第4版）』（有斐閣、2005）650～651頁参照。また、本改正は、オプション発行の自由化という意義に加えて、オプションというものの性格について従前の見方を根本的に改めたという点で極めて重要な意義を有するものと評価されている。藤田友敬「オプションの発行と会社法—新株予約権制度の創設とその問題点—」〔上〕〔下〕商事法務1622号18頁、1623号30頁（2002）。

2) 江頭・前掲注1)651頁は、①資金の乏しいベンチャー企業が現金支出に代えて取引先等に交付する、②敵対的企業買収に対する防衛策として株主に交付しておく等の利用方法を示唆する。いわゆるライツ・プラン（ポイズン・ピル）としての利用可能性を検討した論文として、グレゴリー・パフ＝山本和也「日本におけるポイズン・ピルの具体化の検討」〔上〕〔下〕商事法務1694号16頁、1695号40頁（2004）、石綿学ほか「日本型ライツ・プランの新展開—買収防衛策をめぐる実務の最新動向—」〔上〕〔下〕商事法務1738号30頁、1739号91頁（2005）。

3) こうしたなかで、国税庁より、新株予約権を用いた敵対的買収防衛策に関する原則的な課税関係についての見解が示された（平成17年4月28日国税庁公表）。つづいて、買収者も含む全株主に新株予約権を交付するが買収者には譲渡のみを許し権利行使を許さないいわゆる「新類型」に係る課税関係についても見解が示された（平成17年7月7日国税庁公表）。

4) 企業会計基準委員会より、平成17年12月27日付で、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」が公表された。

計の導入による新株予約権付与課税への影響について考察する（Ⅳ）。

Ⅱ. 制度沿革

1 スtock・オプション制度

・平成7年新規事業法改正

わが国のStock・オプション制度は、平成7年の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（新規事業法）の改正（平成7年法律第128号）により法律上はじめて導入された。これは、新規事業における人材の円滑な確保を目的として、特定新規事業の実実施計画の認定を受けた株式会社（認定会社）についてStock・オプション制度の導入を認めたものである。同法によるStock・オプション制度の枠組みは、認定会社が株式公開前にStock・オプション付与対象者⁵⁾、発行価額等を株主総会の特別決議により決議し、これに基づき認定会社と付与対象者との間の新株発行請求権付与契約が締結され、株式公開後に付与対象者が請求権を行使してあらかじめ定められた発行価額により新株発行を受けたうえ株式を売却することで利益を受ける、というものである。税制面では、平成8年度税制改正により租税特別措置法29条の2が創設された。いわゆるStock・オプション税制である。これは、一定の要件のもとで、権利行使時に生じた経済的利益（株式の時価と行使価額の差額）については非課税とし、株式を売却した時点で譲渡価額と行使価額（取得価額）との差額に対して申告分離課税される、という特例措置である⁶⁾。

・平成9年商法改正

新規事業法に基づくStock・オプション制度はその利用が認定会社に限られていたため、

これを一般的に導入するよう産業界からの要望が強かった。これを受けて、平成9年に議員立法によって商法の改正がなされ（平成9年法律第56号）、Stock・オプション制度が一般的に導入されるに至った。同改正により導入されたStock・オプション制度の方式は、会社が自己株式を取得してこれを付与対象者に権利行使時に譲渡する自己株式方式と、新株引受権を付与しその権利行使時に新株を発行する新株引受権方式の2つである。税制面では、平成10年度税制改正において従前の租税特別措置法29条の2に基づく特例措置が商法上のStock・オプション制度にも適用されることとなった⁷⁾。

*補説 擬似Stock・オプション

平成9年商法改正以前は、新規事業法等の認定会社以外はStock・オプション制度の利用ができなかったわけであるが、公開企業の中には取締役等に対するインセンティブ付与を目的として実質的にStock・オプションと同様の効果をもたらす手法を開発し導入するものがあった。擬似Stock・オプションと呼ばれるこの手法には、主としてワラント方式と大株主抛出方式がある。ワラント方式とは、公開会社が分離型新株引受権付社債（ワラント債）を発行して金融機関に引受けてもらい、新株引受権証券（ワラント部分）のみを会社が買い戻してこれを役員・従業員に支給するというものである。税務上は、付与対象者についてワラント支給時にワラント価額と譲渡対価（無償の場合はゼロ）の差額が給与所得課税され、会社について給与等として損金算入される。大株主抛出方式は、大株主が直接保有している持株あるいは持株会社を通して保有している持株を役員・従業員に時価よりも低い価額で譲渡するものである。税務上は、付与対象者は低額譲渡にかか

5) 権利行使時において認定会社の取締役または従業員である者に限られる。

6) さらに、平成9年度税制改正において、Stock・オプション税制の適用対象となる認定会社の範囲に、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正により創設される認定会社が加えられた。

7) この後、平成13年6月商法改正（平成13年法律第79号）により、自己株式方式によるStock・オプションは廃止された。しかし、つづく同年11月商法改正により新株予約権の行使に対して自己株式を交付することが認められ、結局従前のStock・オプション制度と同じことが新株予約権制度のもとでも可能になった。

る経済的利益について株式の譲受時に、個人株主からの譲渡であれば贈与税の課税がされ、持株会社からの譲渡であれば一時所得課税がされる⁸⁾。持株会社側は寄附金課税の問題が生じる⁹⁾。

2 新株予約権制度

平成13年11月商法改正では、会社の資金調達方法の改善を図るため株式制度の見直し等が行われ、その一環として新株予約権制度が創設された。同改正法によれば、新株予約権とは、新株予約権者が会社に対してこれを行使したときに会社が新株予約権者に対して新株を発行し、または自己株式を交付する義務を負うものである（旧商法280条ノ19第1項）¹⁰⁾。これにより従前のストック・オプション制度は、新株予約権の有利発行の一類型として位置づけられることとなった¹¹⁾。一方、税制面では、ストック・オプションとして新株予約権を利用する場合には、従来のストック・オプション税制が引き継がれている。しかし、新株予約権は従来のストック・オプションが付与対象者を発行会社の従業員等に限っていたのと異なり、誰に対しても発行できる点で利用範囲が格段に広がったのであるから、より一般的な視点から新株予約権に係る課税関係を明らかにする必要性が生じている。そこで次章では、實際上特に問題となると思われる、新株予約権が無償で発行された場合に税務上どの時点でいかなる扱いを受けるかという点について一般的な検討を加える。

III. 新株予約権付与の課税関係

1 新株予約権者

新株予約権が無償で発行された場合、新株予約権者は当該新株予約権にかかる経済的利益について、いついかなる課税関係が生じるか。まず、無償発行であっても株主割当ての方法によって付与されるときには各株主（新株予約権者）に経済的利益は発生していないから新株予約権についてその付与時行使時も課税関係が生じることはない¹²⁾。これに対して、第三者割当ての方法によるときは新株予約権者に経済的利益が生じることになる。ただし、税制上の要件を満たす適格ストック・オプションについてはこの経済的利益については課税されず、新株予約権行使により取得した株式を譲渡した時点で申告分離課税される特例措置が認められている。したがって、無償発行された新株予約権について課税関係が生じるのは、第三者割当てによる発行で適格ストック・オプションの要件を満たさないものである。以下、それぞれの場合について詳しく見ていくこととする。

(1) 課税関係が生じない場合

・株主割当て

新株予約権が株主割当ての方法により株主に対して一律に付与された場合、付与時および行使時に課税関係は生じない。株主に対して一律に付与されることで株主間に経済的利益の移転が生じず、法人税法22条2項の「収益」または所得税法36条1項の「収入」が認められな

8) この点、親会社から付与されたストック・オプションの権利行使益を給与所得に当たるとした最判平成17年1月25日民集59巻1号64頁から振り返ってみると、この場合でも一時所得でなく給与所得とされる可能性があるだろう。そうすると、持株会社側では寄附金ではなく、付与対象者が役員の場合に役員賞与等の損金不算入の問題になりそうである。しかし、「その役員」（法人税法35条1項等）に当たるといえるか疑問がないではない。

9) スtock・オプション制度の沿革および擬似ストック・オプションについては、岡本勝秀「ストック・オプション報酬制度を巡る課税問題について」税務大学校論叢29号99頁（1997）、に詳しい。本稿もこれによった。

10) 会社法では、「株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。」と定義されている（2条21号）。内容において変わらない。

11) 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法・6』（第一法規）4045の17頁参照。

12) 「譲渡制限のない新株予約権を株主等へ一律に付与する場合の所得税法上の取り扱いについて」平成16年11月11日東京国税局回答参照。なお、本件は譲渡制限のない新株予約権が問題となっているが、株主等に一律に付与する場合には、譲渡制限の有無にかかわらず株主に経済的利益は発生していないから、付与時行使時も課税関係は生じないと解される。石綿ほか・前掲注2)〔上〕40頁注(26)参照。

いからである¹³⁾。所得税法施行令 84 条は、新株予約権が「株主等として与えられた場合を除く」とし、株主等としての地位に基づき平等に与えられた場合（所得税基本通達 23～35 共 8）の適用を排除して行使時に課税されないものとするが、当然のことを規定したものである。もっとも、付与された新株予約権を行使せずに失効させた場合には、その限りで株主間の利益移転が生じることになるが、その利益移転は株式の時価の増加として観念でき、これは未実現の利得であるから、権利行使した株主が課税されることはない。また、旧商法では一部の株主が申し込みをせずに割当てを受けなかった場合にも利益移転が生じた。しかし、会社法においては新株予約権無償割当て（277 条以下）についての規定が新たに置かれ、株主は効力発生日に手続を要することなく新株予約権者となる（279 条 1 項）。したがって、一部の株主が申し込みをしないために新株予約権者とならないという事態は実際上生じなくなる¹⁴⁾。

・適格ストック・オプション

租税特別措置法 29 条の 2 所定の要件を満たす適格ストック・オプションは、税制上の特例措置として、付与時および行使時に課税されず、権利行使によって取得した株式を譲渡したときまで課税が繰り延べられる。これは、そもそも新規事業法改正によりストック・オプション制度が導入された際に、ストック・オプションの行使による経済的利益が給与所得課税されることにより納税資金捻出のため取得した株式を直ちに売却せざるをえず、同制度の趣旨が活かされないおそれがあるとの指摘に答えたものと説明されている。そして、取得した株式の譲渡時には申告分離課税のみを認め、源泉分離課税を認めないこととしたのは、行使時に課税を行わなかった経済的利益についてまで源泉分離課税を認めることは公平の観点等から問題があると

考えられたためである¹⁵⁾。

適格ストック・オプションと認められるためには新株予約権に係る契約において以下の要件が定められている必要がある（租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項）。

(a) 新株予約権の権利行使は、権利付与決議の日後 2 年を経過した日から 10 年を経過するまでの間に行わなければならないこと。

(b) 年間の権利行使価額の合計額が 1,200 万円を超えないこと。

(c) 権利行使価額は新株予約権に係る契約を締結した時の株式時価以上とすること。

(d) 当該新株予約権については、譲渡をしてはならないこと。

(e) 新株予約権の行使に係る新株の発行または株式の移転が、会社法 238 条 1 項（旧商法 280 条ノ 21 第 1 項）に定める事実と反しないで行われること。

(f) 発行会社と証券業者または金融機関との間で一定の管理等信託契約を締結し、当該契約に従い、一定の保管の委託または管理等信託がされること。

* 補説 第三者割当てによる通常発行における新株予約権者の経済的利益

新株予約権が第三者割当ての方法で通常発行された場合、新株予約権者は発行価額相当額を払い込んでいるから、発行時に経済的利益は生じず課税されない。つづいて、権利行使時であるが、この時点でも新株予約権者は課税されないと解される。この点、権利行使時の株式時価と新株予約権の発行価額および行使価額の合計額の差額が新株予約権者の得た利益となっているが、取得した株式の売却までは投資が継続しているのであるから、未実現の利得としてこの時点では課税されないと考えるべきである。このことは、所得税について所得税基本通達 48-6 の 2 が新株予約権の取得価額と権利行使価

13) 石綿ほか・前掲注 2) [上] 36 頁参照。

14) 旧商法に基づく新株予約権について申し込みをせず割当てを受けなかった場合でも割当てを受けた株主が課税されることはないと考えられるべきである。すべての株主が申し込みをしたかどうかは個々の株主には分からない事情であるし、移転したと考えられる経済的利益の算出も困難であると思われるからである。

15) 岡本・前掲注 9) 119 頁参照。

額を株式の取得価額とするとしていることから理解できる。法人税についても同様に考えることができる¹⁶⁾¹⁷⁾。

(2) 課税関係が生じる場合

・ 第三者割当て

(適格ストック・オプションを除く)

上記(1)以外の場合、すなわち第三者割当てでかつ適格ストック・オプションの要件を満たさない無償の新株予約権については、新株予約権者に経済的利益が生じしかも税制上の特例措置が及ばないことから、課税関係が生じることになる。この場合の課税関係を明らかにするには、まず新株予約権者の所得がいつ、どれだけ生じているかを確定しなければならない。この点、所得税法36条は、現金以外の資産その他経済的利益も収入に含まれ(1項)、現金以外の資産その他の経済的利益は、別段の定めがない限り、収入時の時価で評価されるものとする(2項)。そして、収入のタイミングについては、1項の規定から、一般に権利確定主義が妥当するものと考えられている¹⁸⁾。新株予約権は経済的価値のある権利であるから¹⁹⁾、無償発行の場合、その付与時点で新株予約権者には経済

的利益が生じていると解すべきことになる。新株予約権者が法人の場合かどうか。法人税法22条2項は、無償による資産の譲受けにかかる収益を益金に算入する。また、タイミングの問題については、法人税法も所得税法と同様に権利確定主義が妥当するものと考えられている²⁰⁾。とすれば、法人の場合も、付与時に所得が生じているといえる。

しかし、個人の新株予約権者については、付与時に新株予約権の価値に対して所得課税する扱いにはなっていない。すなわち、所得税法施行令84条が適用されることにより、新株予約権の付与時には課税されず、その行使時に、取得した株式の行使日における価額から行使価額を控除した行使益が当該新株予約権の取得にかかる経済的利益として課税される²¹⁾。

一方、法人の新株予約権者については、このような規定がないことから、上記原則どおり付与時に受贈益課税されることになると考えられる。このことは法人税法施行令119条4号が有利発行により有価証券を取得した場合の取得価額について、取得時の時価とする旨定めていることから明らかである²²⁾。

16) なお、新株予約権付社債についての法人税基本通達2-3-6参照。

17) ただし法人税においては、新株予約権の取得がデリバティブ取引に該当すれば、取得した株式の時価と取得のために支払った金額—すなわち新株予約権の取得価額および権利行使価額—との差額が益金または損金に算入されることになる(法人税法61条の5第2項)。

18) 金子宏『租税法(第10版)』(弘文堂、2005)245頁参照。

19) 新株予約権の行使価額が付与時の株式の時価を上回っていても、行使期間内に株式時価が行使価額を上回る可能性がある以上、新株予約権者は付与時に利益を得ている。江頭憲治郎「ストック・オプションのコスト」竹内昭夫先生追悼論文集『商事法の展望』(商事法務研究会、1998)168頁、渡辺徹也「ストック・オプションに関する課税上の諸問題—非適格ストック・オプションを中心に—」税法学550号60~62頁(2003)参照。ストック・オプションとして付与された場合には、付与契約において権利喪失条項や譲渡禁止条項が定められることがあるが、これにより当該新株予約権の価値は低くなることはあっても無にはならない。江頭・同170頁参照。いわゆるストック・オプション会計もこれを予測残存期間として評価に反映させる方法をとる。ストック・オプション会計基準適用指針7項等参照。

20) 金子・前掲注18)280頁参照。

21) この経済的利益にかかる所得が所得税法上どの所得分類に属するかは、納税額や発行会社の源泉徴収義務の有無とも関わって、実務的にたいへん重要な問題である。しかし、本稿ではこの点について詳しく論じる余裕がないので取り扱わないこととする。なお、最近の事例として、親会社から付与されたストック・オプションの権利行使益が給与所得に当たるとされた事例(前掲最判平成17年1月25日)。一方、勤務する内国法人と資本関係がない外国法人から付与されたストック・オプションの権利行使益が雑所得に当たるとされた事例(東京地判平成16年10月29日判例集等未掲載。石原忍「批判」税務事例37巻6号32頁(2005))。また、事前照会に対する回答であるが、権利行使期間が退職から10日間に限定されている新株予約権の権利行使益を退職所得扱いとして差し支えないとした事例(平成16年11月2日東京国税局回答)。

22) 岡村忠生「復讐の心は、地獄の炎のように」佐藤英明編著『租税法演習ノート——租税法を楽しむ21問』(弘文堂、2005)278頁は、当該新株予約権付与がデリバティブ取引に該当する限り、時価評価が求められて期末時に課税が行われる(法人税法61条の5)こととの権衡から、付与時に課税されるとする。

・ 所得税法施行令 84 条の意義と適用範囲

このような実務上の扱いによれば、同じ条件の新株予約権について付与の対象者が個人か法人かにより課税の扱いが異なってくることになる²³⁾。従前のストック・オプション制度では対象者は当然に個人に限られていたからこのような差異の生じることはなかった。誰に対しても新株予約権の発行が認められる新制度のもとで初めて生じる事態であるが、このような区別を維持する理由はあるだろうか。

所得税法施行令 84 条の意義について、従前は付与時課税を否定したものと解されていた²⁴⁾。その理由は、ストック・オプションについて、公正価値の評価が困難であること、実現した所得としては疑義があること、とされている²⁵⁾。しかし、現在においてはもはやこのような理解は維持できないと思われる。すなわち、ストック・オプション会計基準はストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を明らかにしているから、評価の困難性はもはや理由とならない。また、被付与者は付与時に新株予約権を取得するから²⁶⁾、権利確定主義の立場からは新株予約権にかかる経済的利益は付与時に実現しているとみるべきである。そこで、現行の新株予約権制度のもとでは、所得税法施行令 84 条の規定により権利行使時に課税されるものは、譲渡が禁止されており、権利行使によらなければ利益を享受できない有利発行による新株予約権にかかる経済的利益とするのが有力な見解となっている²⁷⁾。付与された新株予約権について市場価格が形成されており新株予約

権者が新株予約権それ自体を自由に譲渡することができる場合には、従来の評価の困難性や未実現の利得という懸念はまったく存在しないのであり、このような場合にまで付与時課税を否定したものと解すると所得税法 36 条の明文に反する結果になり妥当でない。このことからすれば有力説の見解は支持されるべきである。したがって、このような新株予約権が無償で発行された場合には、対象者が個人であると法人であるにかかわらず、付与時に新株予約権の時価に対して課税されることになり、両者の扱いに差異は生じない²⁸⁾。

もっとも、有力説の立場からも、譲渡が禁止され権利行使によらなければ利益を享受できないタイプの新株予約権は所得税法施行令 84 条の適用を受け、この限りで新株予約権者が個人である場合と法人である場合との扱いに差異が生じることになる。現実に付与される新株予約権にはこのようなタイプのものが多いだろう。こうしたタイプの新株予約権であっても、公正な評価は可能であり、何らかの経済的利益が付与時に実現していると言いうる以上、行使時まで課税を繰り延べる必要はないようにも思われる。しかし、所得税法と法人税法は損失の控除方法について異なる構造を持っていることから、このような区別は合理性を有するものと考えられる。かりに、現行制度の下で両者を区別せずに付与時に課税すると、新株予約権が権利不行使により失効した場合、法人は資産の減少としてその損失を損金算入できる²⁹⁾一方、個人はその損失を所得の計算上控除する方法を持たな

23) ライツ・プランの課税関係に関する前掲平成 17 年 4 月 28 日国税庁公表資料はこのような理解を前提にしているものと思われる。

24) 垂井英夫『実践 自己株式法制—株式の消却とストック・オプションの法務と税務—』(財経詳報社, 1998) 347～352 頁参照。同様の見解に立ったものとして、品川芳宣「ストック・オプションの課税処理とその問題点」山田二郎先生古稀記念論文集『税法の課題と超克』(信山社出版, 2000) 131 頁。もっとも、いずれも平成 13 年 11 月商法改正以前のストック・オプション制度を前提とした理解であることに留意する必要がある。

25) 品川・前掲注 24) 139 頁参照。

26) 割当てにより新株予約権者となる。なお、有償発行の場合、旧商法では発行価額全額の払込みをしなければ失権し新株予約権者となれない(280 条ノ 29 第 2 項)が、会社法では割当日に新株予約権者となるとされた(245 条 1 項)。

27) 石井敏彦「新通達解説」税経通信 2002 年 10 月号 167 頁、渡辺・前掲注 19) 参照。

28) もっとも、新株予約権が譲渡可能である場合には、これを市場で売却することが経済的に合理的な行動である。江頭・前掲注 19) 180 頁注 (19) 参照。

29) 取得価額は取得時の時価にグロスアップされる(法人税法施行令 119 条 4 号)。新株予約権自体は売買目的有価証

いから、結局不公平な結果となってしまう。これに比べれば、個人と法人とで課税時期がずれることによる不都合は小さい。以上のことから、所得税法施行令 84 条は、譲渡が禁止され権利行使によってしか利益を享受することのできないタイプの新株予約権について、適当な損失控除の方法を持たない個人の新株予約権者の権利失効による不都合を回避するための特例として位置づけなおすことができよう。

なお、新株予約権者が取得した株式を売却せず保有し続けることを前提に譲渡制限付の新株予約権を無償発行したとしても、基本的には所得税法施行令 84 条の適用ありと考えてよい。この場合、個人は権利行使時に行使益に対して課税されるが、法人は付与時に課税された後は課税を受けない³⁰⁾。付与された新株予約権の価額について公正な評価がされている限りは、同じ経済的利益に課税されていると考えることができ、このような結論も不当ではない³¹⁾。

2 発行法人

新株予約権が無償発行された場合、対価が無償であることから発行時には課税関係は生じない。

新株予約権の権利行使がされると、発行法人は新株予約権者に対して新株を発行し、または自己株式を交付する（会社法 2 条 21 号、旧商法 280 条ノ 19）。新株が発行されると資本金等の額が増加するが、これは資本等取引にあたり課税関係は生じない（法人税法 22 条 5 項）。新株を発行せず自己株式を交付した場合は、譲渡対価と当該自己株式の譲渡直前の帳簿価額と

の差額はその他資本剰余金の額を増額（減額）させる（会社計算規則 40 条 2 項）。したがって、同じく資本等取引にあたるから課税関係は生じない。

以上より、新株予約権を無償で発行した場合に発行法人に課税関係は生じない。ただし、新株予約権が権利不行使により失効した場合には、当該新株予約権の発行価額相当額が会計上利益に計上されることにより、益金に算入されるものとする。発行法人が権利者に新株を発行する（または自己株式を交付する）義務を免れたという点に着目すればこれを債務免除益に準じるものとみることができ、これに課税すべきであろう³²⁾。

* 補説 通常発行における 発行対価の税務上の取扱い

通常発行された場合の対価（払込金額）を税務上どう扱うべきか。この問題は新株予約権の発行が損益取引にあたるか資本等取引にあたるかの問題に帰着する。資本等取引とは、①法人の資本金等の額の増加または減少を生ずる取引、および②法人が行う利益または剰余金の分配の 2 つを含むと理解されている（法人税法 22 条 5 項）。そして、資本金等の額とは、資本金の額または出資金の額と法人税法施行令 8 条各号に掲げる金額を加減算した金額との合計額と定義される（法人税法 2 条 16 号）。以上の定義規定からは、新株予約権の発行が資本等取引にあたるかどうかは必ずしも明らかとはいえない。しかし、新株予約権の払込金額は、増加すべき新株予約権の額となり（会社計算規則 87 条 1 項）、新株予約権の行使があった場合には資本金増加限度額の一部をなすから（会社計算

券でないので、評価損益の損金・益金算入は行われない（法人税法 61 条の 3 第 1 項）。

30) こうした新株予約権は、法人税法上売買目的外有価証券に当たるから原価法が適用される（61 条の 3 第 1 項 2 号）。

31) この点について、付与時における新株予約権の価値をほぼゼロとして、行使時には時価を大きく下回る価額で権利行使できるように発行条件を設計しておけば、法人は経済的利益を享受しながら事実上課税を免れることができ、個人と法人とを区別して扱うことは不公平な結果を生むように思われる。しかし、行使価額の変更は、実質的には従来の無価値な新株予約権が消却されて新たな新株予約権が付与された場合と同視できるから、条件変更時に、変更された行使価額に基づき算出された価額相当額につき受贈益課税されるべきと解する。理論的にも、条件変更時に無償による経済的利益の移転があったと考えることができる。

32) ストック・オプションが失効した場合の会計処理につき、ストック・オプション会計基準 42 項以下参照。なお、平成 18 年度税制改正では、権利が失効した場合の利益の額は益金不算入とされた（法人税法 54 条 3 項）。

規則 40 条 1 項), 新株予約権の払込金額は将来において増加する資本金等の一部と解することができる。以上から, 実務上は新株予約権の発行も資本等取引として扱い, 発行時に益金または損金を認識しないこととされている³³⁾³⁴⁾。

IV. 新しい問題——新会社法と ストック・オプション会計

平成 17 年 7 月, 商法第 2 編「会社」が削除され新たに会社法が制定された。会社法制定に伴いさまざまな制度の見直しが行われたが, 新株予約権もその内容について独立した条文が設けられ, 従来の制度から大きく変更が加えられている³⁵⁾。会社法は, 一部の規定を除き, 平成 18 年 5 月 1 日に施行された。また, 企業会計基準委員会は, ストック・オプションの費用計上に関する国際的な流れを受けて, いわゆるストック・オプション会計についての検討を行い, 平成 17 年 12 月にストック・オプション会計基準を公表した。ストック・オプション会計とは, 従業員等にストック・オプションを付与した場合に, 当該ストック・オプションの時価を測定し, 付与時から権利確定日までの期間(対象勤務期間)にわたり算定した時価を均等に配分して, 貸方に新株予約権と計上し借方には給与等の費用計上を行う会計処理である³⁶⁾。本会計基準は, 会社法施行日以後に付与されるストック・オプションについて適用されるこ

ととされている³⁷⁾。こうした動きがストック・オプションないし新株予約権にかかる課税関係にどのような影響を与えるか。本稿で検討したところに基づいて若干の考察を試みたい。

1 被付与者

被付与者(個人)との関係では, ストック・オプションの会社法上の位置づけをどのように考えるかによって, 所得税法施行令 84 条の適否とも関連してやや複雑な問題を生じさせる。平成 13 年 11 月改正商法では, ストック・オプションは新株予約権の無償発行の一類型と位置づけられ(280 条ノ 20 第 2 項 3 号), 株主以外の者に対する有利発行として, 株主総会の特別決議の対象となる(280 条ノ 21)と理解されていた³⁸⁾。これに対して, 会社法では, 金銭の払込みを要しない新株予約権であっても, それが特に有利な条件である場合に限り有利発行として扱われることが明らかにされた(238 条 3 項 1 号)³⁹⁾。また, 払込みに関して, 金銭以外の財産の給付や会社に対する債権を相殺する方法に代えることができるものとされた(246 条 2 項)。こうした改正点をふまえると, 会社法のもとでストック・オプションは次の 3 通りの理解が可能である。

- ①新株予約権の無償発行かつ有利発行であるもの。
- ②新株予約権の無償発行だが有利発行でないもの。

33) 旧商法においても, 新株予約権の発行価額は, 権利行使により発行する新株の発行価額の一部であり(280 条ノ 20 第 4 項), 新株の発行価額は資本等の額であるから, 新株予約権の発行価額は将来において増加する資本等の一部と解することができた。税理士法人山田&パートナーズほか編著『新株予約権の税・会計・法務の実務 Q&A (第 3 版)』(中央経済社, 2005) 135 頁参照。

34) 新株予約権の発行価額は, 従前の取扱いでは, 貸借対照表上負債の部に計上されている。江頭・前掲注 1)657 頁参照。これに対して, 会社計算規則およびストック・オプション会計基準によれば, 発行された新株予約権の払込金額は純資産の部に「新株予約権」として計上することとされている。

35) 相澤哲=豊田祐子「新会社法の解説(6) 新株予約権」商事法務 1742 号 17 頁(2005)。

36) 詳細は, ストック・オプション会計基準等を参照。この点, 従来の商法学説では, このような処理は労務出資を認めないわが国の株式会社法の原則に反すると考えられていた。ストック・オプション会計の導入による商法上の対応を検討したものとして, 江頭憲治郎「ストック・オプションの費用計上と商法」落合誠一先生還暦記念『商事法への提言』(商事法務, 2004) 41 頁。

37) ストック・オプション会計基準 17 項等参照。

38) 江頭・前掲注 1)656 頁参照。

39) 金銭の払込みを要しない場合についても, そのこと自体が当然に有利発行に該当するものではない, ということ を明らかにしたものである。相澤=豊田・前掲注 35)18 頁参照。

③新株予約権の通常発行だが払込金額を給与債権等で相殺するべきもの。

①は、従前の手続と同じであるから、所得税法上も従前と同様に考えてよいだろう。つまり、付与時には課税されず、行使時に行使益に対して課税される。②であるが、所得税法施行令 84 条 3 号は、有利発行決議に基づいて発行された新株予約権について定めているから、有利発行でない新株予約権には適用がないようにも思われる。しかし、①と同様に無償発行され、株主総会の特別決議を経っていないだけでその経済的実質はまったく同じであることからすれば、所得税法上も①と同じように考えるべきであろう。これに対して、③は法的構成がまったく異なり、新株予約権の通常発行という形式をとっている。これはストック・オプション会計の考え方により親和的な構成であるということができよう。通常発行においては、新株予約権者は対価を支払って新株予約権を取得しているのだから、経済的利益を得ているとは言えず課税されない。所得税法施行令 84 条の問題にはそもそもならないのである。ただし、払込金額相当額が、給与等として払込期日に支給されたものとみて、所得課税されることにはなる。

このように、発行条件をどう定めるかにより課税方法にずれが生じることになるが、新株予約権の価額が公正に評価されている限りは、理論上は不当な結果を生じさせるものではない。しかし、後述する発行法人の税務との整合性のうえでは、いずれの法的構成をとったとしても税務上は③の扱いにより処理すべきであろう。もっとも、③では、権利不行使により失効した場合には、権利者は経済的利益を喪失したのに課税された結果だけが残ってしまうことにな

る。この点、課税後の所得で購入した資産がその後滅失した場合と同じと考えるとやむを得ない結論であるともいえる。だが、ストック・オプションとして支給された新株予約権は譲渡が禁止され行使によってしか経済的利益を享受できないのが通常であることを考えると、権利者は行使前に新株予約権を譲渡して失効による経済的利益の喪失のリスクを回避することはできないのであるから、これに対する手当てを講じる必要がある。具体的には、法的構成にかかわらず課税時期を行使時まで繰り延べることや、失効後に納付した所得税分を還付することが考えられる⁴⁰⁾。

2 発行法人

発行法人においては、ストック・オプション会計により給与等として処理された費用が税務上損金算入できるかという問題が生じる。この点については、単に会計上の扱いだけを見るのではなく、上記①～③でみた新株予約権発行の法的構成もふまえて検討する必要がある。まず①および②では、無償発行であるから現実に資産の流出はなく損金の認識もされないことになると考える。これに対して③では、権利者が払込金額相当額につき所得課税されることの反面として、発行法人において給与等として処理された費用が税務上損金として認識される可能性がある。こうした処理は③が下記のように分析可能であることから説明することができる。

40) 以上は適格ストック・オプションの要件を満たさない新株予約権についての議論である。なお、私見によれば、課税時期を行使時まで繰り延べるとしても、行使益に対して給与所得課税するのは妥当ではない。被付与者が給与等として受けた利益はあくまで付与時における新株予約権の価値だからである。なお、平成 18 年度税制改正により、会社法 238 条 2 項の決議（239 条 1 項および 240 条 1 項の規定による取締役会決議を含む）に基づく新株予約権についての規定が追加された（所得税法施行令 84 条 4 号）。有利発行にあたる場合のほか、役務の提供その他の行為の対価として発行される場合に適用があり、行使日において取得株式の時価から新株予約権の取得価額と払込金額を控除した行使益が収入金額の価額とされる。

借 方	貸 方
(A) 給 与 等 100	現 金 100
(B) 現 金 100	新株予約権 100

(A) は損益取引であるから給与等 (100) について損益として認識され、(B) は資本等取引であるから益金ないし損金の認識はされず、結果的に取引全体から給与等 (100) が損金算入される。このように、①および②と③とは法的構成も経済的実質も異なるから、理論的には損金算入の可否について結論が異なっても不当ではない。しかし、現実にはストック・オプションとして従業員等に付与するという実体面が同じである以上税務上也統一的に扱うべきと考える。そうすると、どれに合わせるかが問題となるが、ストック・オプション会計との親和性を考えると、①や②の方法による発行が行われた場合でも税務上は③の方法により発行が行われたとみて処理すべであらう。その結果、新株予約権の公正価額として計算された金額については給与等として損金算入することとなる⁴¹⁾。

* 本稿は、平成 17 年 12 月にリサーチペーパーとして提出したものを、「東京大学法科大学院ローレビュー」に掲載するにあたって、若干補正したものである。(平成 18 年 8 月)
(まえかわ・よういち)

41) 平成 18 年度税制改正によれば、被付与者において給与等課税事由が生じた日、すなわち、権利行使日において発行会社に役務提供にかかる費用を損金として計上することを認める (法人税法 54 条 1 項)。ストック・オプションを役務提供の対価とみる点はストック・オプション会計に沿ったものといえるが、タイミングの点では会計とは異なり権利行使時に費用として認識するものである。